

議員提出議案第10号

守谷市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月25日 提出

守谷市議会  
議長 高橋典久様

提出者 守谷市議会議員 高梨恭子

賛同者 守谷市議会議員 海老原博幸

〃 首藤太亮

〃 田中啓一

〃 山本広行

〃 砂川誠

〃 神宮栄二

〃 堤茂信

〃 山田美枝子

令和 年 月 日原案 決

## 守谷市議会基本条例の一部を改正する条例

守谷市議会基本条例（平成25年守谷市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第12条」に、「第12条—第15条」を「第13条—第16条」に、「第16条—第20条」を「第17条—第21条」に、「第21条—第28条」を「第22条—第29条」に改める。

第28条を第29条とする。

第27条中「その機能の強化に努めるものとする。」を「図書及び資料の充実に努めるものとする。」に改め、同条を第28条とする。

第26条を第27条とし、第21条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第4章中第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条第2項中「事業仕分けを行うものとする。」を「事業評価を行うよう努めるものとする。」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第3章中第15条を第16条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章中第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（災害時の議会对応）

第6条 議会は、大規模災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、及び市民生活の平穏を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。

2 大規模災害への対応についての基本的な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由（議員提出議案第10号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、議会改革推進会議で実施した、議会基本条例の見直しに基づき、条例の改正を行うものです。

主な内容としましては、議会業務継続計画に関する条文の追加と、事務事業評価及び議会図書室に関する条文の変更をするものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市議会基本条例新旧対照表

改正	現行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則等（第4条—<u>第12条</u>）</p> <p>第3章 市民と議会の関係（<u>第13条—第16条</u>）</p> <p>第4章 議会と市長等の関係（<u>第17条—第21条</u>）</p> <p>第5章 議会機能及び権能強化等（<u>第22条—第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則等 （<u>災害時の議会対応</u>）</p> <p><u>第6条 議会は、大規模災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、及び市民生活の平穩を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 大規模災害への対応についての基本的な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（会派）</p> <p><u>第7条</u> （略） （政務活動費）</p> <p><u>第8条</u> （略）</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則等（第4条—<u>第11条</u>）</p> <p>第3章 市民と議会の関係（<u>第12条—第15条</u>）</p> <p>第4章 議会と市長等の関係（<u>第16条—第20条</u>）</p> <p>第5章 議会機能及び権能強化等（<u>第21条—第28条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則等 （新設）</p> <p>（会派）</p> <p><u>第6条</u> （略） （政務活動費）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p>

(政治倫理)  
第9条 (略)  
(議員定数)  
第10条 (略)  
(議員報酬)  
第11条 (略)  
(委員会活動の原則)  
第12条 (略)  
第3章 市民と議会の関係  
(市民参加及び広聴機会の充実)  
第13条 (略)  
(広報機能の充実)  
第14条 (略)  
(正副議長の選挙における所信表明)  
第15条 (略)  
(会議の公開等)  
第16条 (略)  
第4章 議会と市長等の関係  
(市長等との関係)  
第17条 (略)  
(市長等による政策等の説明)  
第18条 (略)  
(予算、決算における議会と市長等の役割)  
第19条 (略)  
2 議会は、決算審査の結果を予算に反映させ、市民の負

(政治倫理)  
第8条 (略)  
(議員定数)  
第9条 (略)  
(議員報酬)  
第10条 (略)  
(委員会活動の原則)  
第11条 (略)  
第3章 市民と議会の関係  
(市民参加及び広聴機会の充実)  
第12条 (略)  
(広報機能の充実)  
第13条 (略)  
(正副議長の選挙における所信表明)  
第14条 (略)  
(会議の公開等)  
第15条 (略)  
第4章 議会と市長等の関係  
(市長等との関係)  
第16条 (略)  
(市長等による政策等の説明)  
第17条 (略)  
(予算、決算における議会と市長等の役割)  
第18条 (略)  
2 議会は、決算審査の結果を予算に反映させ、市民の負

託に応えるため、事業評価を行うよう努めるものとする。

(議決事項の拡大)

第20条 (略)

(市長の専決処分事項の指定)

第21条 (略)

第5章 議会機能及び権能強化等

(議会改革)

第22条 (略)

(通年議会)

第23条 (略)

(議員間の自由討議)

第24条 (略)

(議員研修)

第25条 (略)

(議会事務局)

第26条 (略)

(予算の確保)

第27条 (略)

(議会図書室)

第28条 議会は、議員の調査及び研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料の充実に努めるものとする。

(見直し手続)

第29条 (略)

託に応えるため、事業仕分けを行うものとする。

(議決事項の拡大)

第19条 (略)

(市長の専決処分事項の指定)

第20条 (略)

第5章 議会機能及び権能強化等

(議会改革)

第21条 (略)

(通年議会)

第22条 (略)

(議員間の自由討議)

第23条 (略)

(議員研修)

第24条 (略)

(議会事務局)

第25条 (略)

(予算の確保)

第26条 (略)

(議会図書室)

第27条 議会は、議員の調査及び研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

(見直し手続)

第28条 (略)